

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和5年度第2回高松市学校給食アレルギー対応委員会
開 催 日 時	令和6年2月22日(木) 15時00分～16時15分
開 催 場 所	朝日新町学校給食センター2階 会議室
議 題	(1) 弁当・代替食の取扱いに関するアンケート結果の報告について (2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について (3) 食物アレルギー事故及びヒヤリハット事例の報告について (4) 意見交換
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	眞鍋委員、西庄委員、小比賀委員、河田委員、竹井委員、野口委員、赤松委員、 下岡委員、村尾委員、山西委員、熊野委員
傍 聴 者	3人(定員10人程度)
担 当 課 及 び 連 絡 先	保健体育課 087-811-6300

会議の経過及び結果

【内容要旨】

- マニュアルについては、本日出た意見を改訂に反映し、弁当の保管及び温めについては、注意点を書くにとどめる。「学級における対応」、「対応の解除について」を追加する。
- 食物アレルギー対応における保護者とのやり取りについては、データでのやり取りも含め、今後検討する。

【会議内容】

(1) 弁当・代替食の取扱いに関するアンケート結果の報告について

(事務局)

第1回高松市学校給食アレルギー対応委員会において、持参弁当の保管方法や保管場所、温め直しの有無などについて現状把握の必要があるとの御意見があり、高松市保健体育課にてアンケートを実施した(資料1の説明)。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

事務局から説明(資料2、3)

(委員)

弁当の保管について、教室での保管は食中毒など大丈夫か。

温めについて、現在実施している学校が半数あるが、温めないという対応で統一するのか。

(委員)

学校としては、共用の冷蔵庫での保管は危険であり、面談の際に十分説明をし、保冷剤を入れて持参してもらうよう丁寧に依頼していくことが必要。温めについても同様に、電子レンジの使用に伴うリスクなどを丁寧に説明し、理解してもらう必要がある。

(委員)

冷蔵庫保管や温め直しを「しない」というのではなく、高松市として、児童生徒や保護者に対する心情への配慮が必要。除去食の対応品目が少ないのも一因であるため、高松市としてできる範囲での配慮や取組をしてほしい。

(事務局)

御意見を踏まえ、どのような対応に取り組めるか、今後検討していきたい。

(委員)

冷蔵庫や電子レンジの追加設置など、ハード面での対応は難しく、さらに、学校ごとに設備や人員配置がさまざまであり、対応を例示することは難しいのではないかと。マニュアルに例は明記せず、注意点を書くにとどめる方が良いのではないかと。

(委員長)

弁当対応についての内容は、1点目、「職員室等の共用の冷蔵庫は、コンタミネーション等のおそれがあるため注意する。」、2点目、「保冷剤を入れて持参してもらい、教室の安全な場所で衛生的に保管にするよう注意する。」、3点目、「共用の電子レンジ等による弁当の温め直しについては、コンタミネーション等の恐れがあるため注意する。」と変更する。

(委員)

「対応の解除について」の「食物アレルギー解除申請書」について、年度末には、新年度に向けての面談をし、その際に新たな学校生活管理指導表による対応の確認をしているため、「解除申請書」は、年度途中に対応が解除になる場合のみの提出が良いのではないかと。

また、除去食対応の解除だけでなく、飲用牛乳停止の解除などの際についても提出してもらうように運用されたい。

加えて、受配校の場合は、学校から共同調理場や給食センターへコピーの提出をお願いしたい。

(事務局)

年度途中の解除の場合の提出が良いと考えている。

共同調理場、給食センターへの提出についてはマニュアルに追記することとしたい。

(委員)

「毎月の対応の流れ」として、除去食品の確認方法を記載しているが、マニュアルに明記することで、各学校での対応が統一されるということで良いかと。マニュアルの対応を基本とし、盛り付け表による確認の必要性は強調した方が良い。

(委員)

中学校でもマニュアルの記載の流れで対応している。

(委員)

保護者からは、アレルギー一覧表など、毎月のやりとりを紙ではなく、データで行いたいという声もある。

データでのやり取りについてどう考えるか。

(委員長)

データ送付に伴う誤送信、誤添付などのリスクにも十分配慮して対応すべきである。データでの送付を希望する人がどれくらいいるのかについて把握が必要。

紙媒体のやりとりに必要な封筒なども各学校がどのようなものを使っているのか把握し、統一できるところは市内で統一してはどうか。

(事務局)

電子メールでのデータのやりとりについても検討をしたい。封筒については、予算の問題もあり、どのようなものが用意できるかを事務局からお示しし、御意見をいただきたい。

(3) 食物アレルギー事故及びヒヤリハット事例の報告について

事務局から説明（資料3）

3 その他

(事務局)

前回、「当事者である保護者の意見を反映していただきたい。」という御意見を御紹介いただいた件について、事前に委員長と協議したところ、本委員会設置要綱第6条第3項の規定に「委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。」という規定があることから、今後協議する議題の中で、必要に応じて、その関係者に出席いただき意見を求めることとしたい。

今後のスケジュールについて

(事務局)

次回については、事故及びヒヤリハット事例の報告状況等を踏まえ、必要に応じて適切な時期に開催したい。